

	質 問	回 答
1 対象経費		
1-1	どのような費用が対象なのか？	介護ロボット等の購入費及び初期設定費(消費税及び地方消費税を除く)が対象です。
1-2	いくらまで対象になるのか？	補助対象事業費の9/10補助し、補助額上限は1施設・事業所あたり67万5千円です。補助金額が予算上限額に達した場合、申請の受付は終了します。
1-3	割賦での購入は対象になるのか？	割賦での購入も対象になります。 ただし、割賦契約に伴う金利・手数料は対象外です。また、申請年度中に代金完済・所有権移転が完了している必要があります。
1-4	県から類似する補助金を受けているが、市の補助金も申請することは可能か？	国及び県における同様の制度に該当する場合には、その助成を受けた機器又は受ける予定である機器については、補助を行わないものとしています。したがって、他の補助金の対象として申請していない機器であれば、補助対象とすることが可能です。
2 対象機器		
2-1	対象機器は？	ア及びイの要件を満たすものをいいます。 <u>ア 目的要件</u> 日常生活支援における、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、見守り・コミュニケーション、介護業務支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援、認知症生活支援・認知症ケア支援のいずれかの場面において使用され、介護職員または介護支援専門員の負担軽減効果のあるものであること。または、日本人介護職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーションを支援するものであること。 <u>イ 市場的要件</u> 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。
2-2	アームが動くなどの空間的な動作をしない介護ロボットでも対象になるのか？	空間的な動作を伴わないものも介護ロボットとして一般的に認知されているので、一定の条件で音が鳴る・通知が送られるといった見守り支援機器も対象となります。
2-3	コミュニケーションロボットは対象になるのか？	コミュニケーションロボットも対象となります。
2-4	スマートフォン、タブレット等は対象となるか？	介護ソフト等の導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末等の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費等は対象となります。ただし、その必要性和用途を詳細に第1号様式別添1に記載してください。
2-5	附属品は補助対象になるのか？	介護ロボットとしての最低限の機能を有するために必要なもの(介護ロボット等導入の目的を達成するために、主たる介護ロボット等と一体となって使用されるもの)を含めてであれば対象になります。
2-6	介護ロボット等はいつ買えばいいのか？	申請後、交付決定を通知しますので、その後に購入してください。なお、実績報告の際にご提出いただく雇用証明書において3か月雇用したことが確認できない場合は、機器を導入しても補助の対象外になります。(ポータブル翻訳機については3か月の雇用の条件はありません。)

	質 問	回 答
2-7	実際に導入できるかどうか、いつごろわかるのか？	申請後、交付決定の通知によって、導入が可能かどうか分かることとなります。なお、実績報告の際にご提出いただく雇用証明書において3か月雇用したことが確認できない場合は、機器を導入しても補助の対象外になります。（ポータブル翻訳機については3か月の雇用の条件はありません。）
2-8	ソフトの利用料は対象となるか？	月額、年額使用料等のランニングコストは対象外です。初期設定費や導入に係る経費は対象となります。
2-9	介護ロボットの送料は対象となるか？	対象となります。
3 申請可能な台数		
3-1	申請できる台数はどのように決めるのか？	ポータブル翻訳機以外の介護ロボット等は、台数の上限はありません。 ポータブル翻訳機は、当該年度に介護ロボット等を導入する介護施設で新たに雇用又は雇用予定の外国人介護職員の人数以下の数とします。
3-2	介護ロボットは複数購入してもよいのか？	いずれか一つの介護ロボットの種別に属するものであれば、複数台購入することも可能です。 ※種別とは、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、見守り・コミュニケーション、介護業務支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援、認知症生活支援・認知症ケア支援、ポータブル翻訳機の10種別のことを指します。
3-3	複数の機器を組み合わせて導入する場合には、台数をどのように数えるのか？	主たる機器に加えてそれを補完する関係にある機器を導入する場合には、全体を主たる機器と一体のものとし、1台として数えます。なお、一体性については、目的や使い方等詳細な説明をいただいたうえで確認をします。説明については、使用方法の説明書を任意様式で作成し、交付申請時に提出してください。
4 交付申請手続き		
4-1	事前申込は必要か？	事前申込は必要ありません。 補助金申請には、40歳以上の中高齢者、または外国人を雇用した証明書を添付する必要がありますので、書類がそろった時点で申請をしてください。 なお、40歳以上の中高齢者を対象として申請する場合は、対象職員が満年齢40歳を迎えた日以降に雇用を開始している必要がありますので留意ください。
4-2	申請はいつ行えばよいのか？	交付申請は、40歳以上の中高齢者、または外国人を雇用後に行うことができます。（ポータブル翻訳機の場合は外国人のみ）
4-3	雇用から3か月が経過していなくても申請を行うことは可能なのか？	申請を行うことは可能ですが、ポータブル翻訳機を除き、実績報告の際にご提出いただく雇用証明書において3か月雇用したことが確認できない場合、交付決定を通知されて機器を導入しても補助の対象外になります。

	質 問	回 答
4-4	見積書の提出は遅れてもいいか？書類が全て揃ってなくてもいいか？	交付申請は、見積書を含む必要書類が揃ってから行ってください。
4-5	申請の名義は、施設(施設長)になるのか？	申請は、法人の代表者を申請者としてください。
4-6	介護職員の雇用などの要件を、法人全体(別施設を含む)で満たしていれば、その法人内の1つの施設で介護ロボット等を導入することも可能なのか？	要件については、施設ごとに判断します。介護職員(または介護支援専門員)の雇用は、介護ロボット等を導入する施設において満たす必要があります。
4-7	40歳以上の中高齢者、または外国人雇用の条件は？	1日4時間以上かつ月32時間以上勤務であれば、雇用形態は問いません。介護留学生は、出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項に定める範囲内で勤務している者としてします。また、同一施設で3か月以上継続して勤務している必要があります。
4-8	有期契約を更新した者は、補助条件である「当該年度に雇用した者」となるか？	有期契約を更新した者を対象として、本補助金を申請することはできません。
4-9	定年退職者を再雇用した場合、補助条件である「当該年度に雇用した者」となるか？	再雇用した定年退職者を対象として、本補助金を申請することはできません。
5 実績報告		
5-1	実際の補助金額はいつわかるのか？	交付決定の通知後に実績報告書を提出していただきます。その後交付確定を通知します。
6 その他		
6-1	介護ロボット等を購入した後、使わなくなった場合売却してもいいのか？	今回の補助事業により取得した介護ロボット等は、処分制限期間内においては、目的に反して使用したり、譲渡・交換・貸付したり、担保に供することはできません。(要綱15条) なお、処分制限期間は、厚生労働省告示第384号によります。 (参考例) ・家具・電気機器等のうち、主として金属製のもの→15年 その他のもの→8年